

事務局資料

(加入電話発-携帯電話着の通話に係る料金設定権について)

令和2年12月

1. 問題の所在

○ 加入電話*発-携帯電話着の通話では、着信側の携帯事業者がユーザ料金を設定・受領しており、ユーザ料金が高止まり。さらに、こうした料金設定体系のため、利用者にとっては、自らが支払う料金を誰が設定しているのかわかりにくい構造になっていると考えられる。

○ 情通審答申により、事業者間競争の促進や利用者保護の観点から、料金設定権について事業者間協議を通じた状況改善をこれまで求めてきたが、料金設定権が着信側にある状況が依然として続いており、問題は解決せず。

➡ 事業者間協議に委ねた結果、長年に亘り、利用者利益に配慮した対応がとられていない状況が続いている。

※ISDN通話モードを含む。

呼の流れ			<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ料金を引き上げれば自社の「取り分」が増える。 ・ユーザ獲得の労を負っていない。 →ユーザ料金引下げのインセンティブが低く、料金が高止まり。
料金設定	着信側（携帯事業者）		
ユーザ料金	NTTドコモ着	60円/3分	10年近く高止まり ※NTT東西接続料: 8.71円/3分(IC)、7.47円/3分(GC)
	KDDI着	90円/3分	
	ソフトバンク着	120円/3分	
			<ul style="list-style-type: none"> ・他の発信事業者等とのユーザ(発信者)獲得競争あり。 →ユーザ料金引下げのインセンティブが高い。 ・一方、携帯電話着の通話について料金設定権を持たず、<u>ユーザ料金を自ら設定できない</u>。

	加入電話発 - 携帯電話(楽天モバイル)着	ひかりIP電話(KDDI)発 - 携帯電話着	ひかり電話発 - 固定電話着
呼の流れ			
料金設定	発信側（NTT東西）	発信側（KDDI）	発信側（NTT東西）
ユーザ料金	楽天モバイル着	NTTドコモ、ソフトバンク着	固定電話着
	52.5円/3分(NTT東日本) 60円/3分(NTT西日本)	48円/3分 KDDI着 46.5円/3分	

(参考) 主な通話の種類と料金設定権者

発側	通話の種類		発信事業者	中継事業者	着信事業者	
加入電話・ISDN電話 (NTT東西)	0AB 、 J 向け 通話	県内通話	・中継事業者をマイライン登録 ・中継事業者の識別番号を付番	NTT東西	中継事業者	NTT東西、CATV、直収
			・NTT東西をマイライン登録 ・NTT東西の識別番号を付番	NTT東西	(着信事業者により区々)	//
			・マイライン未登録	NTT東西	(着信事業者により区々)	//
		県間通話	・中継事業者をマイライン登録 ・中継事業者の識別番号を付番	NTT東西	中継事業者	//
			・マイライン未登録	NTT東西	NTTコム	//
		国際通話	・国際事業者をマイライン登録 ・国際事業者の識別番号を付番	NTT東西	国際事業者	相手国事業者
		050IP向け通話		NTT東西	(着信事業者により区々)	050IP電話
		携帯電話向け通話	0A0のみで発信	NTT東西	(なし)	携帯電話事業者※
	NTT東西の識別番号を付番		NTT東西	(なし)	携帯電話事業者	
	中継事業者の識別番号を付番		NTT東西	中継事業者	携帯電話事業者	
ひかり電話 (NTT東西)	0AB～J向け通話		NTT東西	(着信事業者により区々)	NTT東西、CATV、直収	
	050IP向け通話		NTT東西	(着信事業者により区々)	050IP電話	
	携帯電話向け通話		NTT東西	(なし)	携帯電話事業者	
	国際通話		NTT東西	国際事業者	相手国事業者	
直収電話 (例:ソフトバンク)	0AB～J向け通話、050IP向け通話、 携帯電話向け通話、国際通話		直収電話事業者	(着信事業者により区々)	NTT東西、CATV、直収、 050IP、携帯、相手国事業者	
050IP電話 (例:NTTコム)	0AB～J向け通話、050IP向け通話、 携帯電話向け通話、国際通話		050IP電話事業者	(着信事業者により区々)	NTT東西、CATV、直収、 050IP、携帯、相手国事業者	
公衆電話 (NTT東西)	0AB～J向け通話(県内通話)		NTT東西	(着信事業者により区々)	NTT東西、CATV、直収	
	0AB～J向け通話(県間通話)		NTT東西	NTTコム	//	
	050IP向け通話		NTT東西	(着信事業者により区々)	050IP電話	
	携帯電話向け通話		NTT東西	(なし)	携帯電話事業者※	
	国際通話	国際事業者の識別番号を付番	NTT東西	国際事業者	相手国事業者	
携帯電話 (例:NTTドコモ)	0AB～J、050IP、携 帯電話向け通話	0AB～J、0A0のみで発信	携帯電話事業者	(着信事業者により区々)	NTT東西、CATV、直収、 050IP、携帯事業者	
		中継事業者の識別番号を付番	携帯電話事業者	中継事業者	NTT東西、CATV、直収、 050IP、携帯事業者	
	国際通話	010のみで発信	携帯電話事業者	(着信事業者により区々)	相手国事業者	
		国際事業者の識別番号を付番	携帯電話事業者	国際事業者	相手国事業者	

※ 網掛け(黄色)は、料金設定権者。 ※ 楽天モバイル向けの通話の場合は、NTT東西が料金設定権者。

(1) 料金設定権者の決定

- 現在、事業者同士の接続において、料金設定権を有する事業者は基本的に事業者間協議により決められている。
- 協議が調わない場合は裁定の申請が可能※。
- 加入電話発-携帯電話着の通話料金は、1996年以降、着信側の携帯事業者(楽天モバイルを除く。)が設定。

※ 2002年11月、発信側の直収事業者に携帯電話着の料金設定権を認める裁定を実施。

2003年6月、発信側のIP電話事業者、中継を行う中継事業者に携帯電話着の料金設定権を認める裁定方針を策定。

(2) 加入電話発-携帯電話着の通話についてのこれまでの情報通信審議会答申

ア 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(2011年12月)

料金体系の利用者への周知、料金設定の在り方の事業者間での必要な見直しを提言。

→答申を受けて、総務省から携帯事業者各社に見直しの検討等を要請。

NTTドコモ、イー・アクセスは固定発携帯着料金を値下げ(KDDI、ソフトバンクは料金変更なし)。

料金設定権は着信側に留まる。

イ 「固定電話網の円滑な移行の在り方」(2017年3月)

料金体系の利用者への周知、事業者間競争による効果等も考慮した事業者間協議を提言。

→答申を受けて、NTT東西※及び携帯事業者各社は2018年に協議を開始したが、2020年11月時点で結論に至らず。

料金設定権は着信側に留まる。

※ NTT東西は、IP網への移行に伴い、PSTNに具備していた柔軟課金機能を移行後は具備しない考えを表明。

両社は現在、IP網への移行に伴い、料金設定権を発信側のNTT東西に移すことを求めている。

- 2002年 7月 ①直収電話発携帯電話着の場合及び②中継接続の場合における利用者料金設定の在り方について、平成電電が総務大臣に裁定を申請。
- 11月 電気通信事業紛争処理委員会からの答申を受けて、総務大臣は上記①について、**発側事業者である直収電話事業者が利用者料金を設定することが適当である旨裁定**。また、電気通信事業紛争処理委員会は総務省に対して、接続における適正な料金設定を行い得る仕組みを検討・整備すべきと勧告。
- 12月 電気通信事業紛争処理委員会からの勧告を受けて、「**料金設定の在り方に関する研究会**」を開催。
- 2003年 6月 同研究会の報告書を公表。IP固定電話発携帯電話着の通話については発信側であるIP固定電話事業者が、中継接続については中継事業者が料金設定する等の考え方を提示。これらの考え方に基づき、**裁定方針「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」**を策定・公表。
- 2011年 12月 情報通信審議会から「**ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方**」について答申。この中で、固定電話発携帯電話着通話サービスにつき、**料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努める**とともに、**現状の料金設定の在り方について事業者間で必要な見直しを行うべき**と提言。
- 2012年 4月 答申を受けて、総合通信基盤局長から携帯電話事業者各社に対して答申内容に係る要請を実施。
- 12月 要請を受けて、携帯電話事業者各社から報告。NTTドコモ及びイー・アクセスは、**平成24年度中に固定電話発携帯電話着ユーザ料金を値下げを実施**。
- 2017年 3月 情報通信審議会から「**固定電話網の円滑な移行の在り方**」について一次答申。サービスの提供をどの事業者から受けるかは利用者が選択するものであることから、**料金の設定を行う事業者も利用者が選択できる形となっていることが望ましい**との考え方を示し、そうした点も十分考慮しながら事業者間協議がなされるべきと提言。
- 2020年 11月 答申を受けて、NTT東西と携帯電話3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)は料金設定権の発信側への移行に係る協議を実施してきたが、**2020年11月時点で結論に至っていない**。

(1) 問題点

- 加入電話発-携帯電話着の通話では、着信側に料金設定権があり、ユーザ料金の高止まりが依然継続。加入電話発-携帯電話着の通話はユーザ料金が高いために控えるべき、という利用者の「生活の知恵」が浸透しているとの指摘もある。
- さらに、こうした料金設定体系のため、利用者にとって、自らが支払う料金を誰が設定しているのか分かりにくい構造も依然継続していると考えられる。

(2) これまでの情報通信審議会答申での考え方

ア 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(2011年12月)

- 研究会報告書(2003年6月)において、「競争の促進」「利用者利益」等の観点に基づき、中継接続及びIP電話発の携帯電話宛通話では発信側による料金設定が望ましいと整理されたこと
- 携帯データ通信の裁定事案に係る電気通信事業紛争処理委員会答申(2007年11月)においても、上記観点から検討の結果、発信側による料金設定が適当とされたこと

これら2点を踏まえ、事業者間で必要な見直しを行うことが適当であるとの考え方を示した。

イ 「固定電話網の円滑な移行の在り方」(2017年3月)

- 裁定方針(2003年6月)において、「発信利用者が自己の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができる」ことの重要性が示されたこと
- これにより事業者間の競争が促進され、料金の低廉化・多様化が期待されること

これら2点も十分考慮し、事業者間協議を行うことが望ましいとの考え方を示した。

(3) 加入電話発-携帯電話着の料金設定権についての考え方

- 料金設定権の在り方については、これまで、「競争の促進」、「利用者利益」等の観点から検討を実施してきた。
- 両観点について改めて整理すると、

ア 「競争の促進」の観点

料金設定権を着信側事業者が有している場合、着信先としてそれ以外の選択肢がないという着信ボトルネック性が存在していることから、ユーザ料金を引き下げるインセンティブが働かない。また、着信側事業者はユーザ獲得の労を負っておらず、この点からもユーザ料金を引き下げるインセンティブが働かない。

料金設定権を発信側に移すことにより、ユーザ獲得の競争環境に置かれている発信側事業者が料金を決定するようになることから、競争環境の中で料金低廉化・多様化が進むと期待できる※。

※ 現在、中継接続や加入電話以外の固定電話発信の携帯電話宛通話では、加入電話発携帯電話着よりも安価な通話料が実現。

イ 「利用者利益」の観点

料金設定権を発信側に移すことにより、利用者自身が直接契約する事業者から料金に関する情報を得ることが可能となり、利用者利益が確保されると期待できる。

- 上記ア及びイを踏まえると、競争環境の中での料金低廉化等及び利用者利益の確保を図る観点から、加入電話発-携帯電話着の料金設定権については、発信側に移すことが適当と考えられるが、どうか。

(4) 今後の対応

ア 料金設定権の移行方法

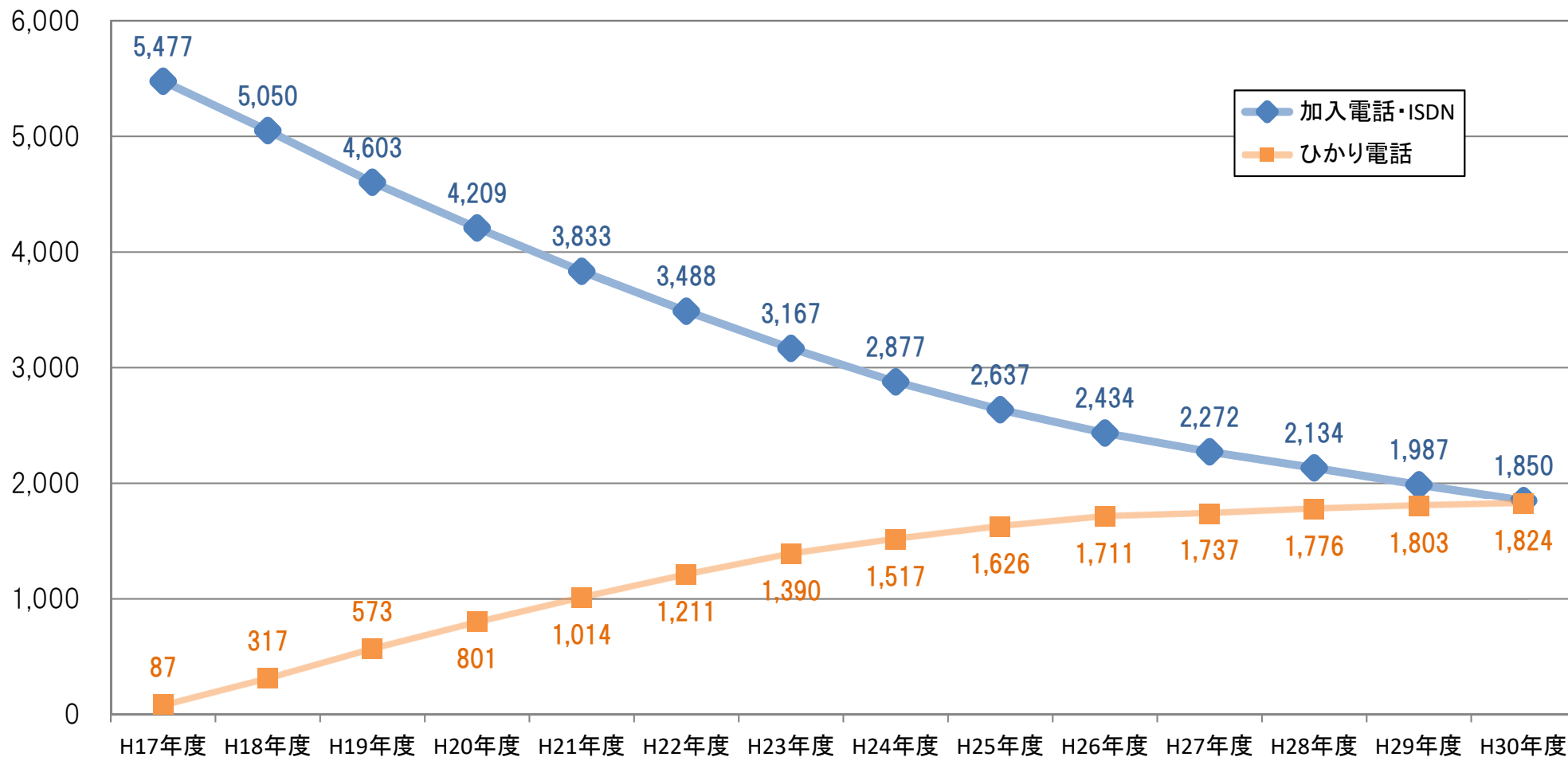
- 料金設定権について、これまで複数回に亘り見直しを求めてきたにもかかわらず、事業者間協議では問題が解決していない。
- 料金設定権を発信側に移す場合、その確実性を担保するため、どのような対応が考えられるか。特に、これまで事業者間協議に委ねてきた結果、問題が解決されてこなかった経緯を踏まえれば、確実に料金設定権を発信側に移させるためには、制度的に担保することが必要と考えられるが、どうか。

イ 料金設定権の移行時期

- 料金設定権を発信側に移す場合、その時期をどのように考えるか。
- 利用者が、誰がユーザ料金を設定しているのか分かりにくい構造の下、高止まりしているユーザ料金の支払いを長年強いられている現状を踏まえれば、できるだけ速やかに料金設定権を発信側に移すことが必要と考えられるが、どうか。
- 料金設定権の移行時期について、他に考慮すべき事情はあるか。

○ 「加入電話・ISDN」の契約数は減少傾向であるが、「ひかり電話」のチャンネル数と同等程度の契約数は存在。

(単位:万契約) ※ひかり電話は「万チャンネル」

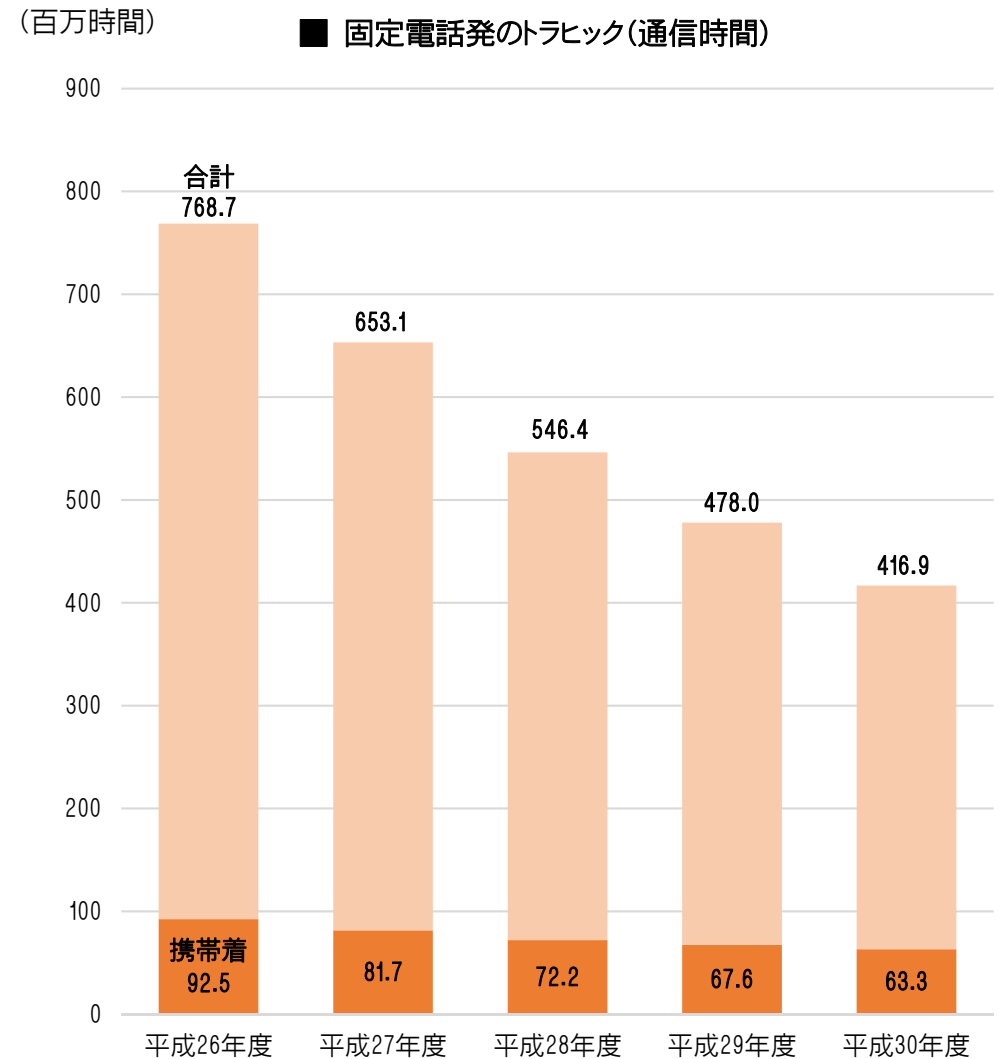
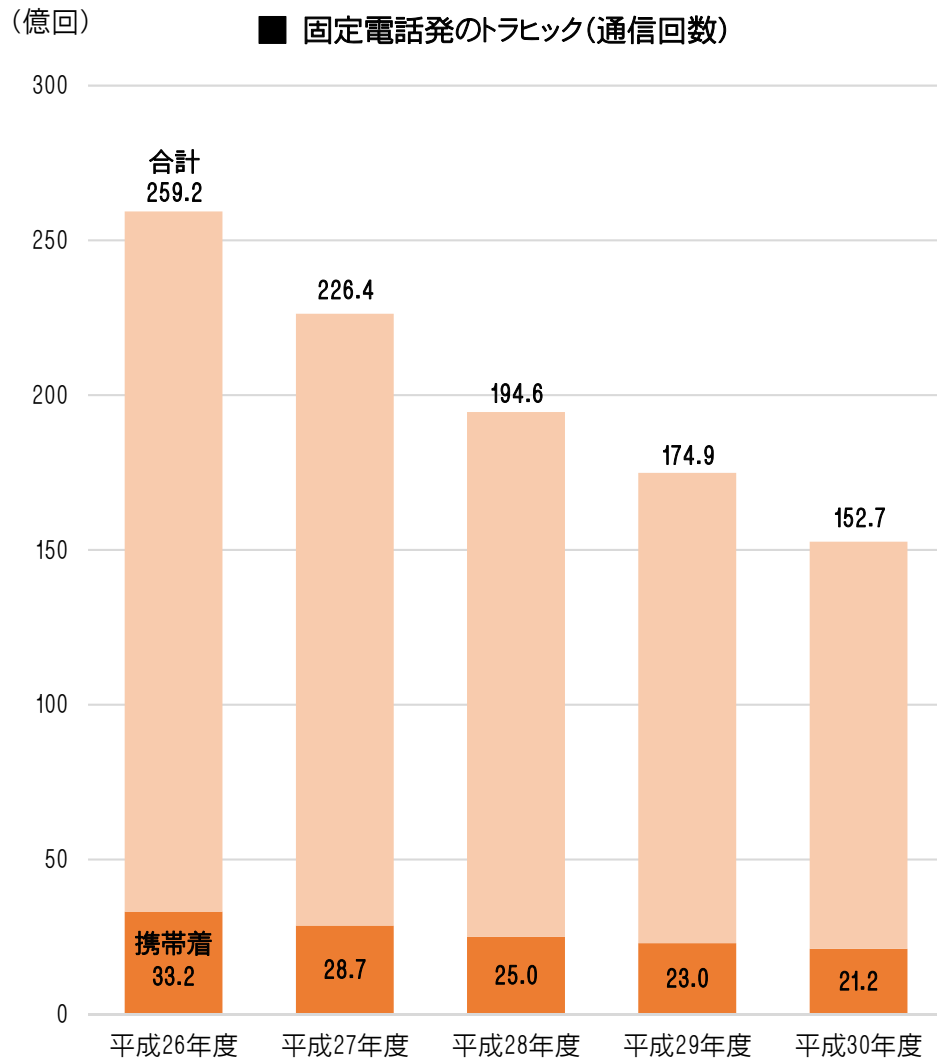


※ INSネット1500は、INSネット64の10倍で換算。

※ 四捨五入をしているため、数字の合計が合わない場合がある。

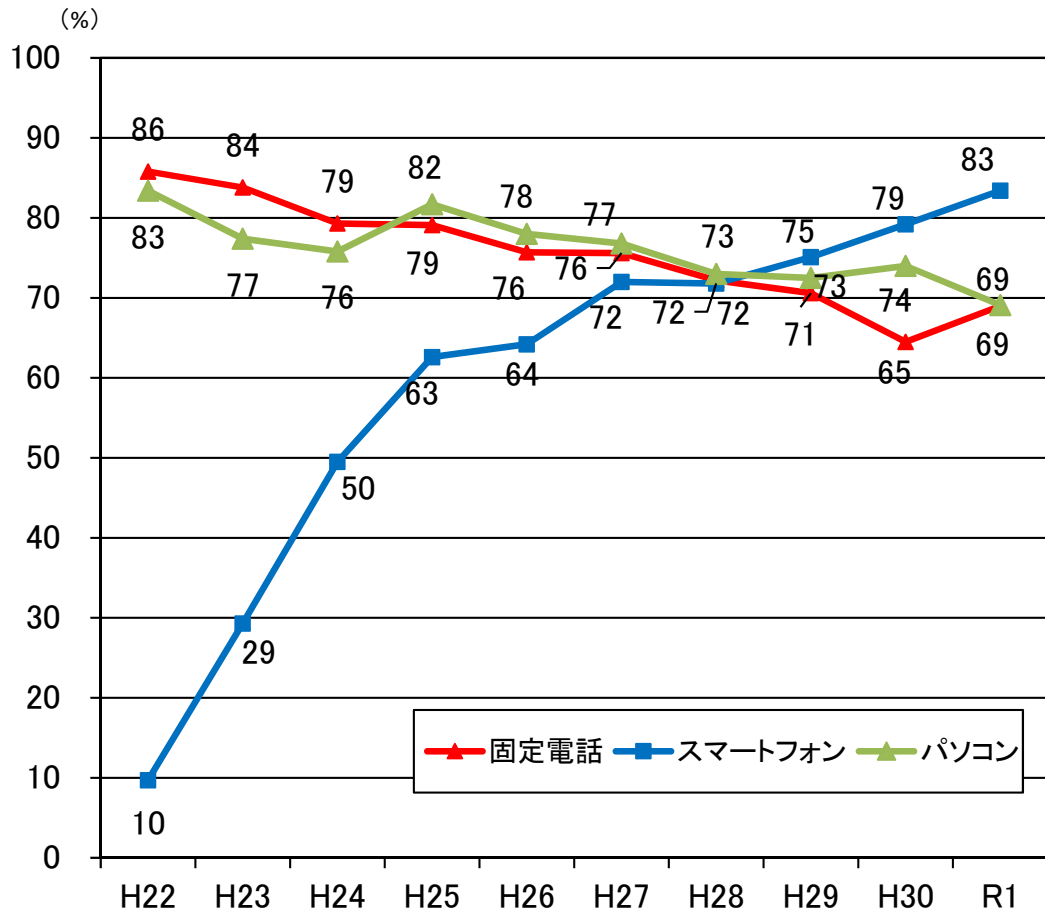
(参考) 固定電話発のトラヒックの推移

- 固定電話発のトラヒック(通信回数・通信時間)全体は減少傾向。
- そのうち、固定電話発携帯電話着のトラヒック(通信回数・通信時間)も減少傾向ではあるが、依然、一定数が存在。

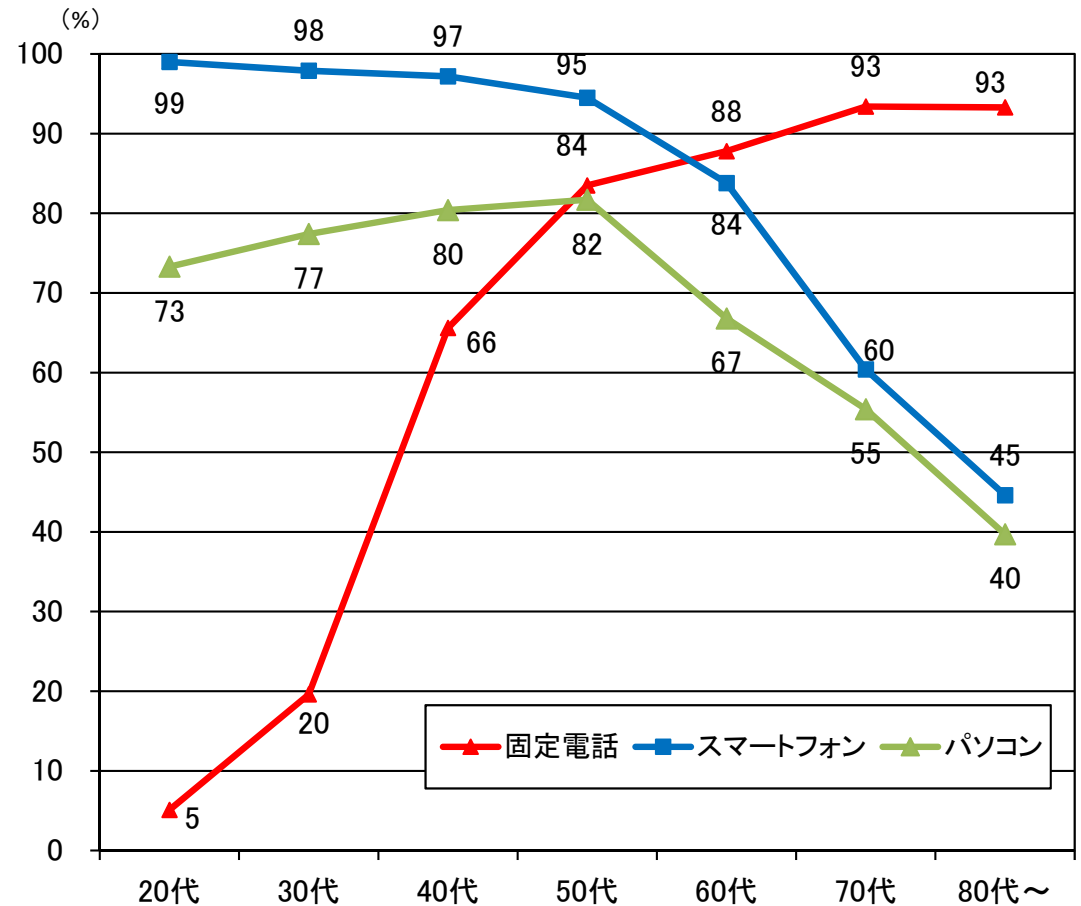


- 年度別世帯保有率では、固定電話は約69%で減少傾向。
- 世帯主年齢別保有率では、固定電話は若年層の保有率が低い(20代で5%、30代で20%)一方で、60代以上の保有率は約90%と高い。

■ 年度別世帯保有状況



■ 世帯主年齢別保有状況



(参考) 固定電話発携帯電話着の通話料金

《NTT東西の加入電話からの携帯電話あての通話料金》

3分当たりの通話料金 (平日昼間、区域内、税抜)	着信側				
	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク	楽天モバイル	
携帯電話事業者の設定する料金					
NTT東日本	60円	90円	120円	-	
NTT西日本	60円	90円	120円	-	
発信側事業者 (NTT東日本・西日本) の設定する料金					
NTT東日本	-	-	-	52.5円	
NTT西日本	-	-	-	60円	
中継事業者の設定する料金^{※1}					
NTT東日本	0036	48円	52.5円	52.5円	52.5円
NTT西日本	0039	51円	54円	60円	60円
KDDI	0077	49.5円 ^{※2}			
NTTコミュニケーションズ	0033	49.5円 ^{※2}			
ソフトバンク	0088	54円			
楽天モバイル	0038	54円 ^{※2}			
アルテリア・ネットワークス	0060	54円 ^{※2}			

※1 中継事業者に付した4桁の番号は、選択中継サービスを利用する際の事業者識別番号(発信時に、携帯電話番号の前に当該番号を付すと中継事業者が設定するユーザ料金が適用される。)を表す。

※2 オプションサービス等により料金が異なる場合がある。

《その他の固定系電話サービスからの携帯電話あて通話料金》 (発信側事業者が料金設定)

3分当たりの通話料金 (平日昼間、区域内、税抜)	着信側			
	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク	楽天モバイル
NTT東日本 (ひかり電話)	48円 ^{※1}	52.5円	52.5円	52.5円
NTT西日本 (ひかり電話)	48円 ^{※1}	54円	54円	54円
KDDI (auひかり電話サービス等)	48円	46.5円 ^{※1}	48円	48円
ソフトバンク (おとくライン等)	75円			
J:COM (J:COM PHONE プラス)	48円	46.5円 ^{※1}	48円	48円
オプテージ (eo光電話)	54円			

※1 オプションサービス等により料金が異なる場合がある。

《公衆電話からの携帯電話あて通話料金》

10円で平日昼間に かけられる通話時間	着信側			
	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク	楽天モバイル
携帯電話事業者の設定する料金				
公衆電話	15.5秒	11.5秒 ^{※1}	11.5秒	-
(参考) 3分間通話した場合の料金	120円	160円	160円	-
発信側事業者 (NTT東日本・西日本) の設定する料金				
公衆電話	-	-	-	15.5秒
(参考) 3分間通話した場合の料金	-	-	-	120円

※1 同一/隣接の都道府県の場合。

○ 日本移動通信株式会社(IDO)が携帯電話サービスを開始した1988年から、加入電話発-携帯電話着のユーザ料金は、発信側事業者・着信側事業者の双方が各々の役務区間のユーザ料金を定める「ぶつ切り料金」により設定されていた。この時、NTT東日本・西日本の役務区間の料金はテーブル課金方式により計算されていた。

○ 1996年、ユーザ料金の設定方法が「エンドエンド料金」に移行し、事業者間協議の結果※1、ユーザ料金は着信側の携帯電話事業者が設定することとなった。これに伴い、着信側の携帯電話事業者が独自の料金設定を行えるように、柔軟課金方式※2が開発された(同方式は1998年から使用されている)。

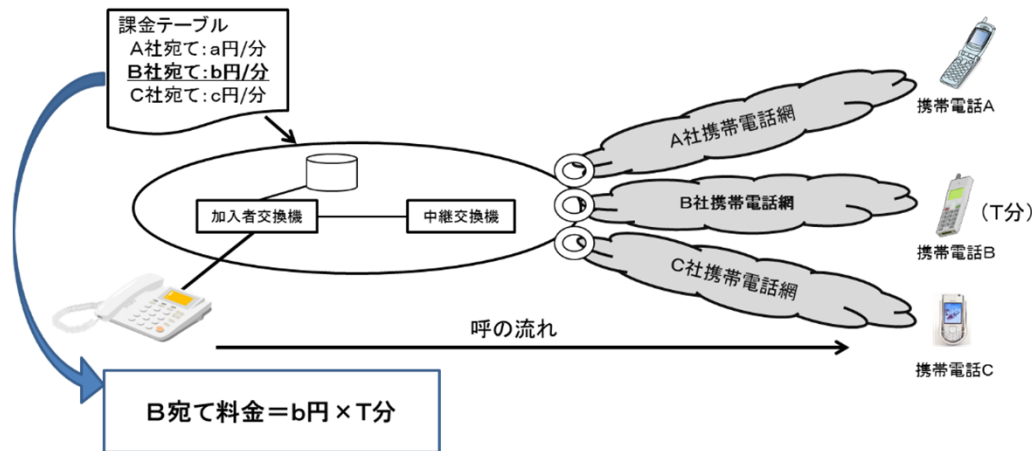
※1 ネットワークコストや機能の大半を占める側の事業者が料金設定権をもつことで、継続的かつ料金全般にわたる料金低廉化が可能となるという、当時の事業者の考え方にに基づき協議を実施。

※2 NTT東日本・西日本は、固定電話網のIP網への移行に伴い、これまでPSTNに具備していた柔軟課金機能は、IP網移行後は具備しない考えを表明。

テーブル課金方式

現在は、光IP電話や直収電話から携帯電話宛の通話で使用

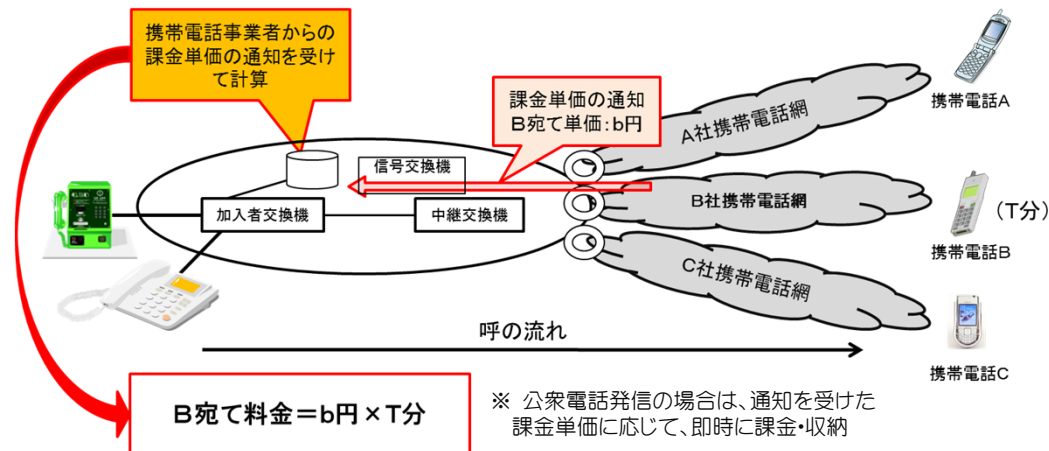
発信側固定事業者が、各携帯事業者宛の課金テーブル(時間帯・距離別の料金表)を持ち、これに通話時間を掛け合わせて、料金設定権者として自らの利用者に課金・請求を行う。



柔軟課金方式

加入電話や公衆電話から携帯電話宛の通話で使用

発信側固定事業者(NTT東日本・西日本)が、料金設定権をもつ各携帯事業者から呼毎に課金単価の通知を受け、これに通話時間を掛け合わせて、自らの利用者に課金・請求を行う。



■電気通信事業法第39条第3項に基づく平成電電株式会社の申請に係る裁定 ー固定電話発携帯電話着の料金設定ー(平成14年11月)

平成電電の設置する電気通信設備からNTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話(NTT東西の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、NTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。)について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

(理由)

1. 通話のための利用者料金を負担する側に直結する立場にある事業者は、当該利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、当該事業者が、利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲が拡大し、その結果、競争の進展を通じて、料金の低廉化及びサービスの多様化が促進されるものと考えられる。本件については、料金の請求を受けるのは発信利用者であり、発信利用者に直接接する電気通信事業者は平成電電のみであるから、同社が利用者料金を設定することが適切である。
2. さらに、本通話に係る接続形態(以下「直収接続」という。)においては、発信利用者の加入者宅から、平成電電が自ら設置する伝送路設備又は他の電気通信事業者が設置する伝送路設備を、NTT東西の加入者交換設備を経ることなく、直接自社の交換設備に収容している。このような接続形態の場合、平成電電においては、加入者個々への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。さらに、平成電電が自ら伝送路設備を設置する場合には、このために相応の費用を投下することが必要となる。直収接続に関して、平成電電が利用者料金を設定できないとすると、このような顧客獲得及び維持のための努力が報われず、事業活動の意欲を削ぐこととなる。したがって、地域通信分野における競争を促進するという観点からは、平成電電が利用者料金を設定することが適切である。
3. また、携帯電話は、その特性上、利用者の移動が常に発生する。このため、利用者の契約先事業者を識別する番号から判断して、当該利用者が契約した地域へ接続しても、そこに当該利用者が所在していなかった場合、現在位置に関する情報を把握した上で再度通話路を設定する必要が生じる。ネットワークの効率性の観点から、このような通話路の再設定を回避するためには、発信側の近くで携帯電話事業者と接続することが考えられる。しかし、この場合、固定電話事業者の役務提供区間は短くなり、当該区間において、発側の事業者に加えて中継事業者が存在する意義について、検討が必要となる。一方、直収接続については、2に述べたとおり、発信利用者の加入者宅から、伝送路設備を直接自社の交換設備に収容している。したがって、発信側の近くで携帯電話事業者と接続したとしても、このような問題は生じないものである。
4. したがって、直収接続については、平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

■ 固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針(平成15年6月)

(略)

総務省は、当該研究会からの報告書を踏まえ、以下のとおり、固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針を示すこととした。どの事業者が利用者料金を設定するかについては、事業者間の協議によるものであるが、第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合、電気通信事業者は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項に基づき総務大臣の裁定を申請することができる。総務省においては、中継接続及びIP電話発携帯電話着の通話について、当該申請がなされた場合には、以下の考え方により、裁定を行う。

1 中継接続について

中継接続に係る利用者料金の設定については、以下のとおりとする。

- (1) 発側利用者が、事業者識別番号「00XY」を現行のダイヤリングである「090-XXXX-XXXX」の前に呼ごとに付す(選択中継)ことにより、中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定する。
- (2) 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合の呼については、携帯電話事業者が利用者料金を設定する。
- (3) 関係事業者においては、速やかに事業者間協議を行い、中継接続を開始できるようにする。
- (4) ただし、平成16年度中に限り、経過措置として、例えば、携帯電話事業者が、自己の役務提供区間について、利用者料金を設定することを認める。その場合の携帯電話事業者の利用者料金は、当該経過措置期間終了後に接続料化されることを前提とした水準とする。
- (5) 現状においては、まず選択中継を導入することとし、優先接続までは導入しない。

(理由)

- 1) 携帯電話事業者のほか、中継事業者も利用者料金を設定できるとすることにより、複数事業者が利用者料金の設定を行うこととなり、競争が促進され、料金の低廉化・多様化に資する。
- 2) 発側利用者が自己の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができる。また、顧客獲得努力を積極的に行うと想定される中継事業者も利用者料金を設定できることにより、事業者による周知活動が積極的に行われるようになる。
- 3) ~6) 略

2 IP電話発携帯電話着の通話について

IP電話発携帯電話着(中継接続を含まない現状のIP電話を前提とする。)の通話については、IP電話事業者が利用者料金を設定する。

(理由)

- 1) IP電話事業者においては、個々の加入者への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。競争促進の観点からは、IP電話事業者側が利用者料金を設定する方が、顧客獲得・維持のための努力に報いることができ、事業活動の意欲を促進することができる。
- 2) IP電話事業者は、利用者料金を負担する立場にある発側利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、IP電話事業者が利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲を拡大し、料金の低廉化・多様化が促進される。
- 3) IP電話が十分に普及していない現状においては、IP電話事業者側が料金設定を行うこととした方が、IP電話事業者における顧客獲得・維持のための努力に報いることができ、事業活動の意欲を促進することができる。また、当該接続形態においては、ネットワークの非効率性の問題は発生せず、さらに、IP電話サービスは、これから普及が見込まれるサービスであることから、携帯電話事業者の収益構造の大きな変化といった問題も発生しない。

■情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月)

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進

6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方

(2) 固定電話発携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方

ウ 考え方

固定電話発携帯電話着通話の利用者料金の設定については、2002年11月、電気通信事業紛争処理委員会(当時)より総務大臣に対し、「接続における適正な料金設定が行いうる仕組みの整備の勧告」がなされたことを受け、総務省において「料金設定の在り方に関する研究会」報告書(2003年6月)がとりまとめられ、「競争の促進」「利用者利益」といった検討の視点に基づき、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続(中継事業者の設定する利用者料金を選択して通話するもの)及びIP電話発携帯電話着について、発信事業者側が料金設定を行うことが望ましいと整理されている。また、移動体通信サービス(データ通信)に係る裁定事案への電気通信事業紛争処理委員会答申(2007年11月)においても、この視点を踏まえた検討が行われ、発信側の日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当とされている。

今般、着信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユーザ(発信者)にとって適用される通話料金が分からないといった指摘がなされているため、上述の研究会等における整理や携帯電話事業者(着信)側が設定する通話料がNTT東西(発信側)の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当するかという点も含め、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当と考えられる。

■情報通信審議会一次答申「固定電話網の円滑な移行の在り方～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月)

6. IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し

6. 3 固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定について

6. 3. 1 現状とIP網への移行等に伴う課題

利用者料金の設定を行う事業者については、基本的に事業者間の協議により決められている。

例えば、NTT東日本・西日本の加入電話・公衆電話発携帯電話着の利用者料金については、事業者間の合意により着信側である携帯電話事業者が料金設定を行っているが、当該料金については、「固定電話発携帯電話着の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当」との提言があった情通審答申が出された 2011 年当時から現在までほとんど変わっておらず、依然として、NTT東日本・西日本が中継事業者として設定する料金よりも高額となる傾向がある。

(略)

NTTは、PSTNからIP網への移行に伴い、これまでPSTNに具備していた「事業者毎料金設定機能(柔軟課金機能)」は、IP網への移行後は具備しない考えを表明し、公衆電話発の通話については、着側の事業者が自ら即時に課金・収納することができなくなるため発側のNTT東日本・西日本が料金設定することに見直すべき、また、メタルIP電話発の通話についても他のIP電話と同様に、発側のNTT東日本・西日本が料金設定することに見直すべきとの考え方を表明している。

6. 3. 2 具体的方向性(考え方)

NTT東日本・西日本の加入電話発で中継選択サービスを使わない利用者が発信する場合の固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定を着信側の携帯電話事業者が行っていることについて、電話網移行円滑化委員会においては、

- 携帯電話事業者が設定する固定電話発携帯電話着の利用者料金が中継事業者や発側事業者が設定する料金よりも依然として高額となっている現状を認識している利用者は少ないのではないか
- 利用者(発信者)は通話先の相手がどの携帯電話事業者のサービスを利用しているか把握できないため、利用者保護の観点から課題がある
- 着信側の携帯電話事業者が利用者料金を下げるインセンティブが全くなく、競争が働く余地がないため、発信側事業者が料金設定権を持つように議論を進めるべき

等の指摘がなされている。

(略)

これに関して、サービスの提供をどの事業者から受けるかは利用者が選択するものであることから、料金の設定を行う事業者も利用者が選択できる形となっていることが望ましい。そうした見地から、総務省の過去の裁定方針では、「発信利用者が自己の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができる」との重要性が示されているところであり、また、このことによる事業者間の競争が促進され、料金の低廉化・多様化の効果が期待されることも重要である。

本件に関しては、そうした点も十分考慮しながら事業者間協議がなされることが望ましい。